

1 2 警報発令時の利用について

大府市または大府市を含む区域（知多地域、愛知県西部または愛知県全域）に警報が発令された場合の利用については、以下のとおりです。

- (1) 特別警報や暴風警報、暴風雪警報等が発令された時は、利用できません。
ただし、警報が解除されてから1時間経過後に利用が可能となります。
- (2) 大雨・洪水警報が発令された時は、利用者の判断で利用できます。
- (3) 特別警報や暴風警報、暴風雪警報が発令され利用できない旨の連絡はしませんので、情報を確認しメンバーの方に早めに連絡してください。
- (4) 特別警報や暴風警報、暴風雪警報以外の警報発生時に利用されなかった場合は、事前に利用しない旨を大府市民体育館受付窓口へ連絡いただいた場合のみ次の予約をする時に精算します。「学校施設利用許可書兼領収書」を持参のうえ、大府市民体育館受付窓口にて変更の手続きをしてください。
次の予約をしない時は、「学校施設利用許可書兼領収書」を持参のうえ、大府市民体育館受付窓口にて還付の手続きをしてください。

※市民体育館は、特別警報や暴風警報、暴風雪警報等が発令されても、利用者の判断で利用できます。利用されない時は、事前に利用しない旨を大府市民体育館受付窓口へ連絡いただいた場合のみ、ペナルティの対象外となります。